

No	質問内容	回答
1	梶野様のお話の中で、DMPを教員と一緒に作り上げている事例をお話いただきました。研究分野の内容が理解できなくてもDMPは作成できるものなののでしょうか？あるいは研究内容が理解できなくてはDMP作成を支援するのは難しいのでしょうか？	(梶野) 事例としてご紹介したDMPは、プロジェクトにおける研究データの保存方法ならびに共有範囲やその方法などについて配分機関の様式に倣って計画を記載するものです。得られた研究データの積極的な活用方法まで踏み込んだ支援をするならば研究内容を理解していないと難しいかもしれませんが、DMP作成そのものの支援であれば必ずしも研究内容は理解していなくても可能だと思います。
2	藤原様に伺います。図書館員としてRDM支援の必要性を感じていますが、大学レベルではまだ動きはありません。図書館としてまず誰に対してどういった働きかけをしていったらよいのかご教示ください。	(藤原) まずは情報基盤担当部署や、研究推進担当部署、URAなど、研究支援関係部署の担当者と話をして問題意識を共有した上で、理事などの大学執行部に働きかけて全学的な検討体制を作ることが重要かと思えます。その際、内閣府の「研究データ基盤整備と国際展開ワーキング・グループ報告書」( <a href="https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kokusaiopen/index.html">https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kokusaiopen/index.html</a> )などの政府機関の報告書等を元にお話しされると、話が進みやすいのではと思われます。
3	RDMという管理の面に意識が向きますが、データ管理の先には利用があるかと思えます。どのように管理されるとオープンデータとして利用が進みやすくなるのか、講演者の方々のご意見があれば伺いたいです。	(梶野) ①データを利用したい方がいること、②研究者自身にオープンデータ化すべき明確な動機があること、③FAIR原則に従い、データの保管場所やデータに関する情報が正確でわかりやすく利用しやすいこと、などが特に重要ではないかと思っています。様々な分野でこれらすべてに対応するのはとても難しいことですが、ご指摘の視点は極めて大事だと思います。
4	研究データ管理や公開ができていない状態の具体例があれば説明がしやすくなるかと思うのですが、海外や日本で参考にできそうなよい例がありますか？	(南山) 研究データ管理、公開については各国で実践が進められており、OCLCが"The Realities of Research Data Management"として詳細な分析レポートを出しています( <a href="https://www.oclc.org/research/publications/2017/oclcresearch-research-data-management.html">https://www.oclc.org/research/publications/2017/oclcresearch-research-data-management.html</a> )。また、研究データ管理教材としてベストプラクティスがまとめられている例も多く、国内ではJPCOARが支援者向け、研究者向けに教材を複数作成しています( <a href="http://id.nii.ac.jp/1458/00000107/">http://id.nii.ac.jp/1458/00000107/</a> 、 <a href="http://id.nii.ac.jp/1458/00000247/">http://id.nii.ac.jp/1458/00000247/</a> など)。ご参照ください。
5	法人文書に該当する研究データの場合、公文書管理法の所管省庁である内閣府や法人文書の保存機関である国立公文書館の担当者に相談することも必要になるかと思えますが、その際、彼らからどのような指導や助言がありましたか。	(南山) 本セッションでは対象となる指導・助言を受けた業務経験のある方がいらっしゃらないため、回答はスキップさせていただきます。

6	<p>石田先生の「日本モデル」は、どのような形のもので、海外の先行事例とどのような点が異なるとお考えでしょうか。</p>	<p>(石田)ディスカッションの際にお答えしておりますが、改めて、簡単にまとめます。私の中でもまだ明確な日本モデルというものはありません。今後、いろいろな方と議論する中で作り上げていきたいと考えています。米国の大学図書館と大きく異なる点は、研究データと研究者の間をつなぐサブジェクトライブラリアンがないことだと思います。また、図書館の中にエンジニアがいるところもあり、体系的な基盤も整えることができますが、日本の大学図書館ではそれは難しいと思います。梶野さん、藤原さんの講演の中でもあったように、日本では他部局（URAやICT関係部局）との連携が必要で、図書館だけではできないことを連携によって補いながら、サービスを提供していくという形になるのではないかと考えています。</p>
7	<p>国立大学法人は公文書管理法の対象機関であり、研究データの中には公文書管理法に規定される法人文書に該当する場合もあると思われます。ゆえに、図書館関係者（司書？）よりもむしろ、専門家であるレコードマネージャーやアーキビストの採用も視野に入れても良いのではないかと考えます。この点について、梶野様はどのようにお考えでしょうか。</p>	<p>(梶野)セッション当日は勉強不足だったのですが、日本では公文書管理法があるものの、レコードマネージャーやアーキビストといった実務を担う専門職の体制整備が諸外国に比べて遅れているらしいことを後で知りました。オープンサイエンスやRDMの文脈の中で彼らの職能を確立するのが良いのか、もう少しグローバルに捉えて高度情報化社会における彼らの役割を訴えかけたほうが良いのかは素人のため分かりませんが、このような課題は文科省によるURAの育成・整備事業が行われてきた背景と一部で似たところがあるような気がします。</p>
8	<p>梶野さんの最後のスライドで、メリットが少ない分野の教員への説明が難しいという話がありましたが、逆にメリットが多いと感じられるのはどういう分野ですか？</p>	<p>(梶野)天文学や生命科学などのように以前からデータシェアリングが行われてきた分野以外にも、オープン化のメリットを享受できる研究分野は文理問わず実は結構多いと思っています。また、いわゆるシチズンサイエンスの閾値も今後ますます下がるのではないかと考えています。何を以てメリットかはその研究次第ですが、研究者の方々が個々にやりたいことと、こうした流れをマッチさせる機運が高まると面白いと個人的には考えたりしています。</p>